

# 第3期訓子府町教育大綱

～訓子府町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策～

令和7年3月

訓子府町

## I 大綱の位置付け

## II 大綱の期間

## III 大綱と関連計画との関係

## IV 基本理念

**「誰もが幸せに生きるための、夢と生きがいをはぐくむ教育」**

## V 基本目標

**基本目標 1 学校教育**

**基本目標 2 社会教育**

**基本目標 3 子育て支援・幼児教育**

はじめに

教育大綱は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(以下「法」という。)第1条の3の規定に基づき、本町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目的や施策の根本となる方針を定めるものであります。なお、訓子府町においては、平成27年度に「訓子府町教育大綱」を策定し、本町の目指すべき教育の実現に取り組んできたところです。

このたび「第2期訓子府町教育大綱」が令和6年度で終了することから、昨今の社会情勢や教育的課題に配慮しながら、新しい「第3期訓子府町教育大綱」(以下「第3期教育大綱」という。)を策定するものです。

## I 大綱の位置付け

第3期教育大綱の策定にあたっては、日本国憲法、教育基本法、児童憲章等の精神を遵守するとともに、教育基本法第17条第1項の規定に基づく国の「教育振興基本計画」を参酌し、本町の教育目標である「知」・「徳」・「体」・「勤労」・「社会」の実現を目的とするものです。

また、本町の最上位計画である「第6次訓子府町総合計画」(以下「第6次総合計画」という。)や「地方版総合戦略」(以下「第2期まち・ひと・しごと総合戦略」という。)を踏まえ、さらには、訓子府町の教育や子育てに関わる計画などを基本とし策定いたしました。

### 訓子府町教育目標

- 1 自ら学び、知性を磨き、文化を創造する人に……………知
- 2 思いやりの心を育み、人間愛に満ちた人に……………徳
- 3 命の尊さを知り、健康でたくましく生きる人に……………体
- 4 働くことを喜びとし、暮らしを高める人に……………勤労
- 5 郷土の恵みに感謝し、豊かな未来を切り拓く人に……………社会

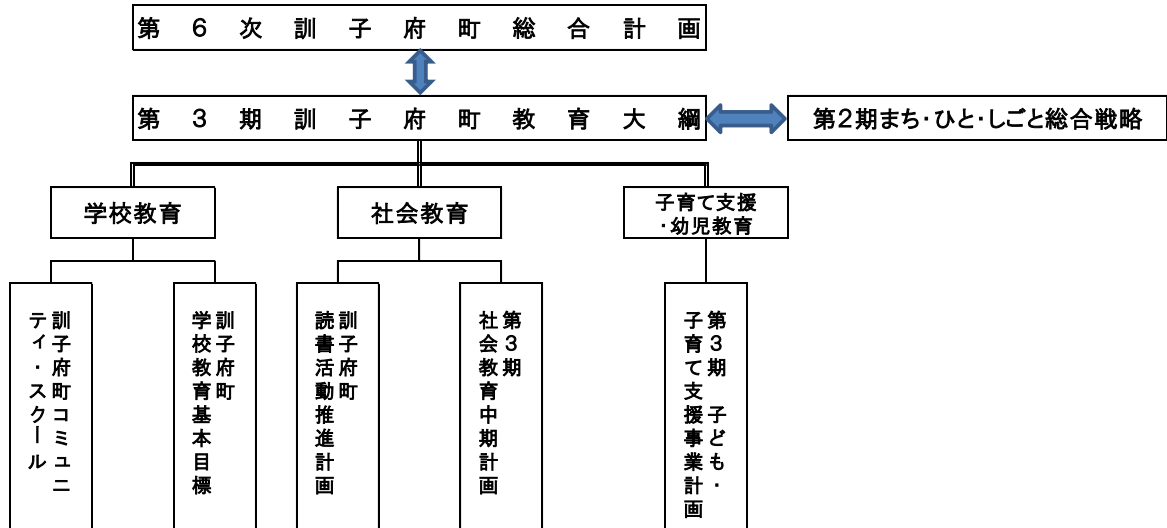
## II 大綱の期間

### 【令和7年度から令和11年度までの5年間】

第3期教育大綱の期間は、第6次総合計画や第2期まち・ひと・しごと総合戦略及び本町の教育、子育てに関する各種計画との整合性を図るため、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。なお、国の動向や社会・教育情勢の変化に伴い、必要に応じて見直しを実施していきます。

### III 大綱と関連計画との関係

#### 【 関連計画との関係 I 】



第3期教育大綱は、学校教育、社会教育、子ども・子育て支援の分野で構成され、教育・子育て支援などに関するそれぞれの計画や目標を基本とするとともに、第6次総合計画や第2期まち・ひと・しごと総合戦略での基本目標を踏まえ策定いたしました。

#### 【 関連計画との関係 II 】

計画／年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
総合計画	第5次 (H19～H28)		第6次 (H29～R8)									第7次 (R9～R18)			
まち・ひと・しごと総合戦略	第1期 (H27～R1)				第2期 (R2～R6) ※R8まで延長						第3期 (R9～)				
教育大綱	第1期 (H27～R1)				第2期 (R2～R6)						第3期 (R7～R11)				
社会教育中期計画	第1期 (H27～R1)				第2期 (R2～R6)						第3期 (R7～R11)				
読書活動推進計画											第1期 (R2～R11)				
子ども・子育て支援事業計画	第1期 (H27～R1)				第2期 (R2～R6)						第3期 (R7～R11)				